

まずは、お住まいの市町担当課へ電話でお問い合わせください。

お問合せ先・補助制度一覧												
市町名	担当課	電話番号	補助制度の有無									
			耐震 診断	耐震 補強	建替え ・除却	住替え		簡易 改修	部分 補強	外部 改修	耐震 シェルター の設置	防災 ベッド の設置
						除却	移転					
下田市	建設課	0558-22-2219	●	●							●	●
東伊豆町	建設整備課	0557-95-6303	●	●		●					●	●
河津町	建設課	0558-34-1952	●	●							●	●
南伊豆町	地域整備課	0558-62-6277	●	●							●	●
松崎町	産業建設課	0558-42-3965	●	●							●	●
西伊豆町	建設課	0558-55-0212	●	●							●	
熱海市	まちづくり課	0557-86-6424	●	●				●	●			
伊東市	建築住宅課	0557-32-1763	●	●		●					●	●
沼津市	住宅政策課	055-934-4885	●	●		●	●				●	●
三島市	住宅政策課	055-983-2644	●	●		●					●	●
御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	●	●		●					●	●
裾野市	都市計画課	055-995-1856	●	●			●					●
伊豆市	都市計画課	0558-83-5206	●	●		●			●		●	●
伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482	●	●							●	●
函南町	都市計画課	055-979-8117	●	●		●					●	●
清水町	くらし安全課	055-981-8205	●	●		●	●				●	●
長泉町	建設計画課	055-989-5520		●		●	●					
小山町	都市整備課	0550-76-6137	●	●					●			●
富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	●	●		●					●	●
富士市	建築土地対策課	0545-55-2791		●							●	●
静岡市	建築安全推進課	054-221-1124	●	●							●	
島田市	建築住宅課	0547-36-7184	●	●	●	●					●	●
焼津市	建築住宅課	054-626-2169	●	●		●					●	●
藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	●	●	●	●					●	●
牧之原市	都市住宅課	0548-53-2633	●	●							●	●
吉田町	都市環境課	0548-33-2161	●	●						●	●	●
川根本町	建設課	0547-56-2227	●	●							●	●
磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	●	●		●	●				●	●
掛川市	くらしデザイン課	0537-21-1152	●	●	●	●	●				●	●
袋井市	建築住宅課	0538-44-3120	●	●	●	●	●					
御前崎市	都市整備課	0537-85-1122	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
菊川市	都市計画課	0537-35-0957	●	●							●	●
森町	定住推進課	0538-85-6321	●	●		●					●	●
浜松市	建築行政課	053-457-2473	●	●							●	
湖西市	建築住宅課	053-576-4549		●		●	●				●	●

※ 65歳以上の者のみが居住するもの等の要件を満たす場合は、割増が適用されます。



まだ間に合います

あなたと家族の
命を守る地震対策

静岡県は耐震改修の実績が
全国1位！
約3万件の実績があります！

県内の住宅の9割が耐震化済みです。

昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅は
耐震診断、耐震改修に補助がでます。

令和6年能登半島地震で倒壊した住宅

まずは取組フローを確認してみましょう

地震による住宅の倒壊から“命を守るためにできること”

START

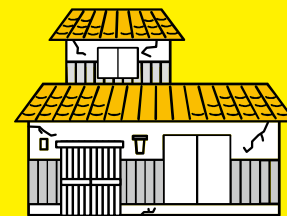
昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅が対象です



耐震診断をする

市町の窓口で電話で申し込みください。(裏面のお問合せ先参照)

ご相談ください



耐震性あり

耐震性なし

暫定的・緊急的な対策を行う

耐震化

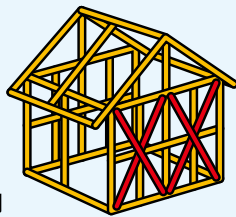
減災化(命を守る対策)

耐震改修

補助金

115万円

※補強工費は約160万円
※補強計画の作成を含む

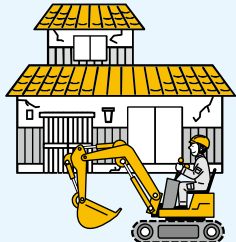


建替え・除却

補助金

30万円

※建替えに伴う除却



住み替え

(耐震性のある住宅へ)

補助金

除却費 30万円 ※1
移転費 10万円 ※2

※1 既存住宅の除却費用に対しての補助
※2 高齢者のみが居住する住宅等に限る

防災ベッド の設置

補助金 40万円

※高齢者世帯は50万円
※設置費は約60万円

耐震シェルターの 設置

補助金 40万円

※高齢者世帯は50万円
※設置費は約60万円
※設置面の床工事が必要な場合有

減災化工事

簡易改修、部分補強
外部改修

補助金 85万円

※高齢者世帯は95万円

※補助制度の有無及び補助額は、市町によって異なります。 ※金額、各種制度はいずれも令和8年4月現在

おすすめ!

コストを抑えたいあなたに

👍 低コスト工法がおすすめ!

天井や床を壊さない補強方法で、費用も工期も抑えて耐震性が向上できます。

大地震後も住み続けたいあなたに

👍 強度の割増しがおススメ!

基準レベルの強度は、命は守れますが、ヒビが入るなど家が傷んでしまい、住み続けられないかもしれません。
基準の1.25~1.5倍以上の強度にすると、住み続けられる可能性が高まります。
制震ダンパーの活用も効果的です。

★県内で新築される住宅は、5割以上が基準の1.5倍以上の強度です!

耐震補強工事で
税制の特例が受けられます。

◆ 所得税 (令和10年12月まで)

基準額の10%控除
(限度額25万円)

◆ 固定資産税 (令和13年3月まで)

税額の税1/2減額
(1年間)

※税制の特例を受けるには、市町等で発行する
証明書が必要です。
※期限のある特例措置ですが、今後延長される
場合があります。

防災ベッドとは

地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。



耐震シェルターとは

住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することで安全な空間(一時的な避難場所)をつくるものです。



外部改修とは

住宅の外部に補強材等を取り付けることで住宅を補強します。外部工事なので工事中もそのまま生活できます。

